

寺尾南地区社会福祉協議会

おたすけ

平成22年3月4日（第7号）

発行 寺尾南地区社会福祉協議会

発行責任者 会長 柏木 勲

編集 広報部会



住み良いまちづくり、住んで良かったまちづくり
みなさんの参加で活動を進めましょう。

●綾瀬市社会福祉協議会のホームページに当地区社協の活動状況が掲載されていますのでご覧下さい →→→ <http://www.ayase-shakyo.or.jp/>

市社協の活動紹介。

特集号



1. 市社協の概要。

綾瀬市社会福祉協議会（以下「市社協」という）は、昭和27年に任意の民間団体として綾瀬町に設置され、その後、昭和57年4月に社会福祉法人となりました。

市社協は、住民が主体となって活動できる場づくり「ともに支えあうまちづくり」を基本理念に、市行政の深い理解を得、市民の皆様のご支援、ご協力に支えられ、民間福祉団体の中核として、様々な事業・活動を進めています。

市社協の事業及び活動状況を具体的に紹介致しますので、ご理解されると共に、ご利用されますよう、お願い致します。

2. サービス事業や活動状況紹介。

行事用貸し出し機材

各自治体行事等で借用可能な機材です。

*かき氷機 *ポップコーン機 *綿菓子機
*焼き芋器等の貸出し。→ご利用下さい。



福祉機材貸出サービス

利用無料

*怪我等で突然車いすが必要になった場合や歩行困難な方、外出時にご便利下さい。車いすを、最長3ヶ月を限度として、無料で借用することが出来ます。



移送サービス(市委託事業)

利用無料

車いすに乗ったまま乗降できるリフト車を2台運行し、病院や福祉施設、公共機関への送迎を行います。

*ご利用いただける方：身体が不自由なため、歩行が困難な方で、一般の交通機関を利用することが困難な車いすを利用している方。

○利用時間：月曜日から金曜日の午前9時から午後4：30分。

(祝日、年末年始を除く)

○利用範囲：綾瀬市内及び隣接市町村。

○利用回数：月2回以内。



配食サービス (市委託事業)

食事の支度をするのが困難な65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者夫婦世帯の方などに昼食を配達いたします。

○ご利用いただける日：祝日と年末年始を除く、月曜日から金曜日の5日以内です。

○利用料金：1食400円です。



夏季レスパイト事業 (市委託事業)

ばらの里作業所を利用して、夏休みの間(土日を除く7月21日から8月31日まで)、保護者の方々の休息を図っていただくことを目的に障害児のお子様をお預かりする事業です。

○対象→身体障害者手帳、療育手帳を有する就学児童。

○利用時間→(1) 9時から12：30分 (2) 13時から16：30分。

ファミリーサポートセンター事業（市委託事業）

育児の援助を受けたい人(利用会員)と行う人(援助会員)が登録し、地域において相互に助けあう有償活動で、原則として援助会員の自宅で利用会員のお子さんを預かる事業です。

○利用会員：生後3ヶ月以上の小学生3学年修了時までのお子さんを持つ方。

○援助会員：20才以上の市内住居の方で本会が実施する研修を修了した方。

○利用料金：月曜日から金曜日午前6時30分から午後8時まで700円／1時間、土曜日の上記時間1,000円／1時間。

相談事業



心配ごと相談

*相談無料 *予約不要 *秘密厳守

○相談内容：生活・福祉相談など、悩みごと、心配ごと、どんなことでもかまいません。お気軽にご利用下さい。

○開催日時：毎週水曜日 午後1時30分から4時まで。

○相談方法：直接窓口へおいでください（電話相談も可）

*電話：0467-77-8166。

○相談印：専門相談員、民政児童委員他。

○相談場所：社協事務局内相談室（市役所1階 13番窓口）

福祉当事者相談

*相談無料 *予約不要 *秘密厳守

○相談内容：障害・介護のことでお悩みの方。お気軽にご利用下さい。

○開催日時：毎週第2金曜日、午後1時30分から4時迄。

○相談方法：直接窓口へおいで下さい。（電話可、在宅訪問も可）

○相談員：綾瀬市内で活動をする当事者（介護経験者）がお聞きします。

○相談場所：社協事務局内相談室（市役所1階 13番窓口）

●連絡窓口 ➡ 社協事務局 0467-77-8166

○連載中の社協とは何か・・・勉強シリーズは、かつあい致します。